

## 日本産業カウンセリング学会 研究活動倫理指針

### 1. 目的

日本産業カウンセリング学会は、本学会倫理綱領の第4条、第5条に基づき、本学会員が実施する研究活動の際に遵守すべき基本原則を本指針に示す。

### 2. 適用範囲

- (1) この指針の適用範囲は、本学会員が実施するすべての研究活動とする。
- (2) 研究活動とは、研究計画、調査・実験研究の実施、論文投稿、そして研究発表等の研究活動のすべての過程を含むものとする。

### 3. 基本原則

#### (1) 法令および倫理綱領等の遵守

本学会員は、研究活動にあたって国内外の法令、本学会倫理綱領、および他に所属する団体・組織の倫理綱領の行動規範を遵守しなければならない。

#### (2) 人権の尊重

研究活動は、基本的人権や健康福祉を侵し、研究の対象となる者とその関係者および団体・組織に不利益をもたらすものであってはならない。

#### (3) 科学的合理性と倫理的妥当性の確保

研究活動は科学的合理性および倫理的妥当性があることが認められるものでなければならない。

#### (4) インフォームドコンセント

① 研究活動の実施に当たっては、研究の対象となる者とその関係者および団体・組織に当該研究の目的、方法および起こりうること等を十分に説明し、同意を得ていることを原則とする。

② 研究者は当該研究計画にインフォームドコンセントの手続きを盛り込まなければならない。

#### (5) 研究成果の公表

① 研究成果の公表の際は、研究の対象となる者および団体・組織を特定できる情報（人名、地名、職業、職場名、学校名、親の職業、居住地等）を用いない。併せて、それらの情報が漏えいしないための必要な措置を講じなければならない。

② また、研究成果の公表に当たっては、研究の対象となる者とその関係者および団体・組織の同意を得なければならない。

③ 研究成果を公表する論文、調査データや事例報告等については、当該研究活動が本指針に定める基本原則に則る手続きを経ていることを本文中に明記しなければならない。

### 付 則

1. この指針は平成25年3月29日に本会常任理事会で承認され、同日より施行する。
2. この指針の付則として研究成果公表に関する規則を別に定める。